

基調講演

律令制国家の成立と鞠智城

講演者紹介

吉村 武彦（よしむら たけひこ）

一九六八年東京大学文学部国史学卒業後、千葉大学助教授、千葉大学教授を経て、一九九〇年より明治大学文学部教授。

基調講演「律令制国家の成立と鞠智城」

吉村 武彦（明治大学文学部教授）

はじめに

ただいまご紹介にあずかりました、明治大学文学部の吉村武彦です。

今年は、鞠智城が国の史跡に指定されて一〇周年という、記念の年にあたります。こうした機会に、明治大学で「鞠智城東京シンポジウム」が開催されることは、たいへん光栄に思います。私は、鞠智城関係の研究報告は初めてですが、私の研究テーマの一つに「ヤマト王権」があります。したがいまして、菊池川流域にある江田船山古墳出土の銀錯銘大刀に関しては、いろいろ考えてきました。最近は、後で紹介しますが、福岡県の国分松本遺跡から出てきた木簡との関係で、鞠智城に興味を持ち始めているのが現状でございます。

一、鞠智城と肥後国

（二）鞠智城の建造

ご承知のように、鞠智城に関する史料は非常に少ないわけです。ここに挙げた記事は、明暦三年版本の『続

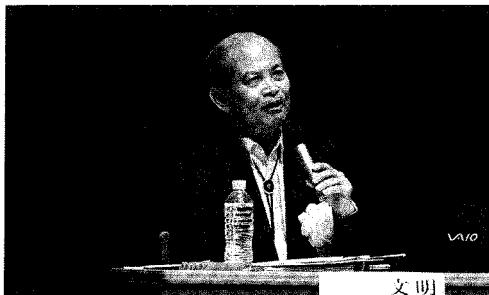
日本紀』です。その文武二年（六九八）条に、「大宰府をして、大野・基肄・鞠智の三城を繕治せしむ」とあります。「繕治（ぜんち）」は音読ですが、訓読では「つくろいおさめしむ」と読みます。ところが、大野城と基肄城に関しては、天智四年（六六五）八月条に出てきます。「筑紫国に大野・櫟（基肄）の二城を築く」です。百済から亡命した技術者の憶札福留・四比福夫を筑紫国に派遣し、大野・櫟、これは一字で書いてあります。その後は「基肄」というように二字になります。その二城を築かせたとあります。

鞠智城に関しては、文武二年が初見記事で、「大宰府に、大野・基肄・鞠智の三城を繕治せしむ」と出できます。おそらく大野・基肄・鞠智城は何らかの一体性を持つものと考えられます。しかし、先ほど申し上げたとおり、天智四年の記事には出てきません。したがって、記載がないのはどういう意味なのかが問題となります。

考えられるのは、史料が残存していないなかたということもあり得ますが、一つの可能性としては、鞠智城設置の機能・性格が変わってきたのではないのか、ということがあります。鞠智城の性格を考える場合、大宰府との比較が問題になります。大宰府の場合、北に大野城、南に基肄城があります。そして一〇年くらい前に、東側に阿志岐城という、文献には出てこない山城を、古代山城の会の人たちが見つけました。現在、調査が進んでいますが、古代の山城として完成したのかどうか、よくわかりません。少なくとも大宰府を

吉村 武彦 氏

文 明



めぐつては、北・東・南に山城があり、そして西の方には水城が設けられたということになります。

ところが鞠智城の場所は、大宰府から六二キロメートルは離れています。かなり離れているわけです。大宰府をして三城を繕治せしむとありますが、これだけ離れていることが、どういう意味を持つのか、あるいは持たないのか。鞠智城と大宰府との距離をどう考えるのかが、非常に大きな問題ではないかと思っています。

(1) 鞠智城の繕治

そうなりますと、「繕治」とはどういう意味なのかが、まず問題になります。繕治という言葉 자체が出てくるのは、六国史には相当あります。確か二〇～三〇でしようか。しかし、『続日本紀』には二カ所しかないのですね。一カ所が文武二年条（六九八年）の「大宰府をして大野・基肄・鞠智の三城を繕治せしむ」、もう一つが四年後の大宝二年、大和国にある両櫻離宮の記述、ここに繕治という言葉が出てきます。

両櫻宮については、色々な考え方があります。『日本書紀』の齊明二年（六五六）条ですから、数十年前になります。いずれにせよ、多武峰の周りに垣を築くということです。また、峰に二つの櫻、櫻というのはケヤキの古い言い方だと思いますが、二本立っていて、その間に高殿を建てたと。名付けて両櫻の宮と出でます。

したがつて、この繕治という意味と、鞠智城に関する繕治という意味は、『続日本紀』の編者にとつては

同じだったと思います。ただ、両櫛宮を繕治するのと、大野・基肄・鞠智の三城を繕治するのとでは、かなり規模が違うので、その辺をどう解釈していくのか、残念ながら文献ではこの二カ所しかないのに、今ひとつわからないというのが実情です。

先ほど矢野さんが詳しく紹介されました、大野・基肄城との違いでいうと、鞠智城は低い丘陵地に建設されています。つまり、ある程度の平面があることを、どう解釈していくかが次の問題になります。それは、肥後国の中でどのような土地に設置されたのでしょうか。

次のスライドの地図は、木下良さんが執筆された図面です。『日本古代の道と駅』の著書からです。ご存知の通り、有明海と八代海沿岸が肥後国ということになりますが、鞠智城は北の方に位置しているわけです。肥後の北部に位置することになります。当然南の方は薩摩・大隅国に接しています。また、東側の阿蘇との関係があると思われますが、菊池川自体は、その流域はかなり豊饒なところと考えられています。

(II) 鞠智城と肥後国府

鞠智城でもう一つ問題になるのが、肥後の国府との関係です。木下良説でいきますと、奈良時代の最初は託麻郡ですが、一部に災害があつたので、益城郡の方に移つて、そのまた後に飽田郡に移動するというのが木下説です。

鞠智城は北の方の菊池川の流域で、国府は白川と緑川の上流地域、白川の方の流域にあります。このよう

に鞠智城と国府は、流域河川が違います。ところが、交通路からすると、北方は車路が発達していく、幹線道路ではなく車路でいけば、鞠智城は北の交通路と近い距離にあります。

ただし、設置された時期と繕治する時期とで、鞠智城の性格が変わってくる可能性もあります。軍事的な性格から言いますと、大野城は博多湾との関係がメインになると思います。鞠智城は、有明海との関係で考えることになりますので、はたして攻撃される可能性があるのかどうか、問題があるかと思います。

また河川交通から考えると、どうでしょうか。先だって、菊池川を見に行きましたが、今はそれほど水量はありませんでした。しかし、時期によってかなり水量があつて、河川交通を利用して物の移動が行なわれる、ということも想定しなければならないかと思います。

肥後国というのは大国です。これは国の規模を規定する律令用語です。西海道諸国（九州）を見ていきますと、正税が四〇万束です。正税は、わかりやすいえば国司が管理する財源となる稻穀とうこくです。西海道では二〇万束が多いのですが、肥後国は四〇万束と、二倍になっています。

それから、『和名類聚抄』によりますと、これは諸本によつて多少違いますが、田地の面積が二三五〇〇町となつており、これも西海道の中では他の所より二倍程度の数値に近い数の田地面積があつたということになります。そういう大国である肥後国の北部に、鞠智城が位置したということになります。

文献史料を使用して肥後国の特徴を述べますと、七世紀末から八世紀まででは、今述べた程度しかわかりません。そのため、考古学による発掘情報から考えていくことになりますが、その成果をどのように

学んでいくかがポイントになります。

(四) 鞠智城の発掘調査と諸画期

一九六七年から発掘が始まり、二〇〇四年に国指定。したがつて、今年で一〇年目になります。考古学の成果といいますと、報告書に書かれていますように、現在では五期に分けて研究が進められています。それをかいづまんで話しますと、第Ⅰ期が七世紀第3四半期から第4四半期までで、創建期になります。次の第Ⅱ期は、先ほども話がありましたが、一番内部施設が充実していました。そして第Ⅲ・第Ⅳ期というように、変化が起こります。

第Ⅰ期に関しましては、百濟系の銅像菩薩立像がある。貯水池跡から出土しているということで、おそらく百濟系工人が関与したのでしょう。実際は、誰が持つていたかわかりませんが、そう考えると、百濟系工人が関与していた大野城・基肄城の築城との共通点が生まれます。鞠智城の築城は、第Ⅰ期の時期からしますと、七世紀の第3四半期位でもおかしくないことになります。

問題のあるのは第Ⅱ期です。こちらは七世紀末から八世紀第1四半期になりまして、コの字型の掘立柱建物群、八角形の建物、倉庫群となります。それと、土器の出土量が多いということで、鞠智城が官衙的な性格を持つているという、これまでの指摘に妥当性を与えます。この現象をどのように考えるか、です。

第Ⅲ期以降はどうなるでしょうか。赤司善彦さんが非常に便利な表を作つておられます（『鞠智城の築城

時期と貯水池について』。第Ⅲ期～第Ⅴ期にあたる八世紀から一〇世紀を見てください。瀬戸内海系の山城：最近は神籠石系とか、朝鮮式山城とかいう用語は使わないようにもなりましたが：と異なって、九州の朝鮮式山城は、九世紀代から一〇世紀初頭まで存続しています。ほかの山城が八世紀前半には終わっていますので、この時期まで継続しているということが、鞠智・大野・基肄城を考える上で重要な意味を持つています。

これとの関連で、肥後国府の変遷も気になりますが、国府の場合は自然災害との関係で移動が論じられています。まだ十分発掘が行なわれているわけではないでしょうが、山城と国府の画期・移動との関係は、なさそうです。

最近、国府の研究も新しい動きがあります。例えば日向国府などを参考にして少し考えてみましょう。国府の下位には、郡家があります。当時の言葉で言えば、郡は評の文字を使いますので、「評家」かと思います。この評家は、七世紀第4四半期に造られます。早く設定する研究者ですと、第3四半期から造られたとします。一方の国府については、八世紀前半ではないか、といわれていました。しかし、日向国府をはじめ、それ以前に初期国府と呼ばれる施設が七世紀末にある、という説が最近出てきています。肥後国の場合はどうかということは、今後の発掘調査の結果を見なければなりません。こうした国府の設置時期とその変遷との関係も、鞠智城を考える上で重要ななるかと思います。

(五) 鞠智城の特徴

話を元に戻しますと、大野城・基肄城、そして鞠智城が、ほかの山城とはかなり性格を異にしているということは、第Ⅲ期・第Ⅳ期・第Ⅴ期の特徴から明らかです。このように考えていきますと、問題になるのは、第Ⅱ期に変化があり、第Ⅲ期へと続きますが、第Ⅱ期の変化の原因は何か、ということになります。

お手元に配布したレジュメ史料集には、年表を掲げておきました（資料編一一頁）。それをピックアップして、考えてみましょう。問題になる文武二年前後には、何があるでしょうか。「南島に使を遣わし、国をもとめさせる」という記事があります。「国をもとめる」という記事が、どのような内容かという問題になります。この記事の後に、「大宰府に、大野・基肄・鞠智の三城を繕治せしむ」と出てくるわけですね。

その翌年の文武三年に、「南島より帰る」とあります。そして、さらに大宰府が出てきます。「大宰府に、三野・稻積二城を修せしむ」という記事が続きます。この場合は、やはり修理でしょうか。問題なのは、三野・稻積城がどの場所に設置されているか、ということです。この二城は、北部九州に求める考え方と、南方に設定する二つの説があります。私は、地名の比定から考えれば、南の方が多いのではないかと思います。

と言いますのは、文武四年（七〇〇）には、筑紫惣領に覓國使を脅迫した薩末比売、衣評督・助督と肝衝難波を処罰させています。衣は後の薩摩國頴娃郡、肝属は大隅國肝属郡にあたります。この時期、薩摩國方面には、評督・助督がいたことになります。しかも、表記が律令制的な郡司の大領・少領ではありませんので、当時の何らかの史料に基づいて、『続日本紀』が編纂されたと考えていいかと思います。

そうしますと、『続日本紀』を見る限りでは、覓国使が派遣されたことになります。覓国使というのが、派遣され、いつたん帰つてはいるわけです。そして、その翌年には筑紫物領に処罰させる記事が出でます。ここで問題となるのは、脅迫された覓国使は六九八年の遣使か、あるいは新たに派遣された遣使か、という問題です。

最近、熊谷明希さんが文武四年条の記事は、新たに覓国使という使者を派遣したのではないか、という新しい説を出されています（『文武朝における「薩摩隼人」の征討と唱更国の成立』）。この説は、『続日本紀』の記述から正直に考えると難しいかとも思います。史料的な根拠は、必ずしも明白ではありません。ただし、可能性はありますので、結局は覓国使を、六九八年の遣使と見るのか、あるいは新たな遣使が派遣されたのか、解釈の分かれどころになります。

その後、七〇一年に大宝律令が完成し、翌年から施行されることになります。この年、「令に逆らう薩摩・多樹たねを征討し、戸かねを校かみへ吏ひを置く」とあります。「校かみへる」ということは、戸籍と関連する戸口を調べるというような意味でしょう。そういう職務を行う役人（吏）を設置するということです。役人は薩摩国司と多樹（種）島司かと思います。この国司・島司による戸口調査が、実際にどのような影響を与えたのかが問題です。そのあと唱更国司（後の薩摩国司）などが、「国内要害の地に柵を建て、戍を置きて守らむ」と言つたのです。このように理解して、議論を進めていいかと思います。

「柵を建て、戍を置きて」ということですから、薩摩国内の要害の地に柵を建て、防衛するということに

なります。具体的にはどうことなのか、これが問題になります。その後、和銅六年（七一三年）には大隅国が設置されます。

（六）南島への覓国使

ここで、今回、これまでの研究を読んでみて、これまで十分にいわれていなかつたことの一つに気が付きました。南島への覓国というわけですが、いつたいどの範囲で、どこから船で出航するのか、という問題です。この前後の『続日本紀』の記述ですと、文武三年七月に南島人が来朝しています。「多々・夜久・奄美・度感らの人、朝宰に従ひて來りて方物を貢る」という記述です。多々は種子島、夜久は屋久島、奄美は奄美大島、度感は徳之島と特定されています。これら南島人や覓国使は、九州のどこの港から出ているのか、私が見るかぎり触れられていないのです。博多湾というのは、少し考えづらい。また、遣唐使の南島路が問題です。遣唐使を派遣する際、南島路が問題になります。いろいろ議論が行なわれていますが、最近では否定的な考え方方が有力かと思います。ただし、遣唐使の帰路は、南島付近を漂流して、九州に上陸するという例が『続日本紀』に出てきます。

後の時代には、薩摩国が重要視されますが、先ほど問題にした覓国使はどこから出港するのか、必ずしもはつきりしません。この覓国使に対して妨害行為が起ります。薩摩国から覓国使が出港するとすれば分かりやすいのですが、衣（穎娃郡）の地域はかなり薩摩でも南端ですね。肝属（肝属郡）は、大隅国の方

に入ります。覓国使への妨害行為で、彼らがどこまで出かけていったのか、これが問題です。

この問題は、南島への覓国使がどこから出ていくのか、という問題です。博多湾からぐるっと回るコースは考えづらいとすると、肥後国ないし薩摩国から出港するのではないかと思います。国府の津、国府津とかの名称がいくつもあります。肥後国では、託麻国府、益城国府、飽田国府となります。木下さんは、網津が国府外港と想定されています（『事典 日本古代の道と駅』）。なお、後の時代には、薩摩国から出港します。

肥後国と薩摩地域との関係を考えますと、薩摩国高城郡（評）には、郷（里）が六つあります。そのうち合志、飽多・託万・宇土の四郷、つまり六郷のうち四郷が、肥後国の地名（郡名）です。ということは、薩摩国高城郡という郡の建設にあたって、肥後国から移住してきた人たちがいたことは、ほぼまちがいありません。

さて、南島使がどこから派遣されるのか、改めて六国史における南島使を検索しました。結論的に言いますと、よくわかりません。港のことは、ほとんど出てこないので。ただし、遣唐使が帰路に、漂着して上陸するという記事はいくつかあります。むしろ、国内に目を向けてみると、薩摩国を建国するにあたって、網津は重要な港として浮かび上がつてくるのではないかと推測します。

次に、奈良時代以降を取り上げましょう。『国史大辞典』に記された遣唐使は、南島路です。このルートが、実際にあるかどうかは必ずしも分かりません。『岩波 日本史辞典』は、九州の南部から出港する航路を取っています。ただし、南島路というルートが、実在するかどうかは問題になると思います。中世になりますと、かつての阿多君の根拠地である阿多が注目されています。阿多氏と南島との関係は、密接になつてくるよう

です。最近では、柳原敏昭さんが、中世の交通と地域史という視点で論述されています。列島の東北と南西を取りあげられていますが、阿多氏をかなり評価されています（『中世の交通と地域性』）。

（七）八角形の建物と八角墳

次は、遺構の建築物から何かを考えいくかどうかです。鞠智城には八角形の建物があります。鞠智城が地方にあることを考えますと、群馬県の三軒屋遺跡の八角形建物との比較が気になります。この三軒屋遺跡は、上野国佐位郡衙の正倉ではないかといわれていますが、『上野国交替実録帳』に「八面甲倉」と書かれている建物が出てきます。中国においては、「楼」といいますと、登つていくことが可能な建物です。寺院にある「塔」という建物は、上がれない建物のようです。鞠智城の場合、八角形建物と呼んでいますが、樓のような建物だとしますと二階・三階に登れます。

ただし、遺構の状態を比較しますと、鞠智城と三軒屋遺跡とはかなり違います。八角形建物といつても、用途など違った建物と思われます。群馬の方は、八世紀中ごろまでには造営されたのではないかと思われます。三軒屋遺跡は上野国佐位郡衙でしうが、その地域のモニュメント的建物です。こうした意味では、鞠智城とも共通することになります。

ところで、八角形の建築物で有名なのは、王宮の大極殿にある高御座が八角形ですが、建物といえるのかどうか微妙です。王宮では、前期難波宮において東西に各一棟、八角形建物が存在しています。この建物の

性格は、仏教的性格としばしばいわれています。また、法隆寺の夢殿もそうですが、比叡山にも八角堂があります。こうした建物との関係は、いったいどうなるのでしょうか。

もう一つ気になるのが、八角墳です。つまり八角形の古墳です。この形態の古墳が、天皇陵古墳にかぎらないということが最近明らかになつてきました。舒明天皇以降では、舒明の段ノ塚古墳。また、最近明らかになりました斉明陵の牽牛子塚古墳。そして、天武・持統合葬陵の野口王墓古墳、文武陵（中尾山古墳）と続きます。このように七世紀後半になると、天皇陵古墳は八角墳が多くなります。こういう古墳の形態が問題になるとき、中央・地方の八角形の古墳は、いったいどういう意味を持つのか、あらためて問われます。

ところで、先ほど触れました鞠智城の官衙的性格ということですが、『鞠智城跡Ⅱ』に木村龍生さんが比較的まとまつた論考を寄せてています。第Ⅰ期は、軍事施設として急ピッチで築城した。ところが、第Ⅱ期になつてコの字型施設や八角形建物ができますが、兵舎が存在しない。鞠智城は、肥後北部の拠点施設ではないかと指摘されています。

なお、三野城や稻積城はまだ分かつていませんが、場合によつては、隼人対策の東北型城柵の可能性もあります。第Ⅱ期については、大宰府などを含め、日本全国における山城構築の類似性を考えなければと思います。ただし、第Ⅱ期に関して、南島への覓国使や大隅国の建国などについても配慮しなければなりません。言葉は熟さないのですが、九州南部における律令制化とか、南島航路出港地の問題も気にかかります。単に肥後国北部だけではなく、肥後国全域ないし大隅建国など、西海道の問題として捉える必要があると言つた

ほうがいいのではないでしようか。

結局、東北型城柵は、官衛的な要素を持つわけですが、西日本の朝鮮式山城と呼ばれていたものとは必ずしも同じではない。つまり、鞠智城や三野城・稻積城は、必ずしも朝鮮式山城とは同じではない性格を有している。この際、九州における官衛的城柵という新しい考え方を出してもいいのではないか。

(八) 律令法の形成と鞠智城

それでは次は、誰が繕治したのかを考えていきます。この問題は、律令制の成立とかなり重要な関わりがあると思われます。大野城と基肄城が築城されたのは六六五年です。その後、六七一年に、官位・法度制度が定まります。ここで近江令という考え方が提出されます。私の恩師である井上光貞さんは、近江令という捉え方です。私自身は、近江令が体系的法典というのはできないと考えています。単行法令の集成のようなものでしそう。

その後、壬申の乱があります。天武朝では、関晃さんが畿内官人武装策について述べています。どうも、畿内官人の武装化をはかるようなものです。ただし、武田佐知子さんや下向井龍彦さんが提示されたように、単なる武装策だけではなく、儀仗制などを視野に入れて考察するほうが説明しやすいと、『日本書紀』を講読すればわかります。

そして、六八九年に淨御原令が出てきます。この令では戸籍はすでにあり、戸令があることはまちがいあ

りません。ただし、律令との関係で言えば、大野城・基肄城・鞠智城といった城が、「筑紫城」といわれるようになるのでしょうか。これを修理するのは、誰なのか。そういうことを考えていかねばなりません。そして、七〇一年に大宝律令が完成するわけです。その間に、鞠智城の縉治というのが出てきます。

最近、淨御原令というのが、必ずしも大宝令と同じ体系性を持たないのではないか、という指摘が出ています。大宝令とほぼ同じという考え方の一時期ありましたが、どうも淨御原令では、まだ体系的ではないのではないかと。一つは国司（淨御原令では国宰）のあり方が違うのですが、兵士にも差異があるということです。この兵士につきましては、良い史料が出てきました。次に、律令法と兵士の話をします。

二、律令軍制と戸籍・兵士

(一) 律令法と兵士

兵士などの軍事制度を考えるとき、まずは養老公令の軍防令を調べます。ただし、大宝軍防令自体は大宝令がわからないという問題があります。淨御原令に至っては、一条も残されていません。はたして淨御原令に軍防令があつたのかという問題も、実は必ずしも明白ではありません。兵士の徵發法につきましては、律令の規定によりますと、同戸のうち三丁ごとに一丁ということになっています。かいづまんでいえば、一戸の家族の中から三丁毎に一丁取ることです。

ここにみえます「丁」というのは、何でしょうか。大きな辞典にも、正丁と記述されることが多いのです

が、一七歳～二〇歳未満の男子を「少丁」といいます。戸籍を見ますと、この少丁からも少数ながら兵が徵発されています。したがって、律令用語からすると、正丁ではなく、正丁と少丁の「丁」から取った、といふほうが正しいのです。「丁」とに「一丁」ですから、戸籍の家族がだいたい正丁が二人から五六丁が多いので、およそ一家族から一兵士が徵発されていることになります。これを一戸一兵士制といいますが、実際の戸籍を見ますと、必ずしもそうはなっていません。

次に、律令と軍團の関係です。軍防令に軍團のことが記されています。例えば筑前国では、遠賀團・御笠團があることはまちがいありません。一戸一兵士と言いましたが、実は軍團制度と戸籍制度というのは、理念的にはかなり密接に運用されます。軍團では、大穀が一〇〇〇人を統括しますが、校尉は二〇〇人、旅帥は一〇〇人、隊正は五〇人となっています。これに対し、一里は五〇戸で、上限の一〇〇〇戸が大郡になります。すべての郡が大郡ではありませんが、五〇戸から構成される里の規模を重ねていくのではないかと想定します。このように、理念的には戸籍制度の施行と軍團制度は関係があります。

(1) 律令法と城

それでは、鞠智城などの「城」はどのように規定されているでしょうか。律令法から言いますと、養老軍防令に城隍条があり、「凡そ城隍崩れ頽ちたらば、兵士を役して修理せよ」とする規定があります。

また、養老律には衛禁律の越垣及城條に「筑紫城」の語句が出てきます。この筑紫というのが、西海道を

意味する広い意味の筑紫なのか、筑前・筑後の筑紫のかが問題です。筑紫には、広義と狭義の両方があります。これが若干悩ましいのは、越垣及城条には「陸奥・越後・出羽等柵」というように東北の国名が出てきます。そのため、筑紫城というのは狭義とも考えられますが、広義の西海道の意味でもいいと思います。いずれにせよ、養老令では鞠智城が含まれることになります。

ただし、大宝令の軍防令はよくわかりません。まして、文武二年の淨御原令の時期はどうなっているのか、わからぬのが現状です。ところで、城の修理に、兵士を役して行うというのが城隍条の趣旨です。なお、兵士が少ない場合は、随近の人夫を役することを聽すと規定されています。ただし、農閑期しかできません。養老令の時期でいえば、こうした法令のもとで鞠智城は繕治されたものと思われます。

(II) 律令制の形成と戸籍

もう一つの問題は、律令制が形成されるプロセスと戸籍の問題です。六七〇年（天智九）に庚午年籍こうごねんじくが作られます。最初の全国的戸籍です。そして、六九〇年（持統四）に庚寅年籍こういんが作成されます。七〇二年（大宝二）になりますと、美濃国や筑前国戸籍など正倉院文書に残された戸籍が作られます。庚寅年籍と大宝二年戸籍の間の六九六年（持統一〇）の戸籍があつてもいいと考えています。

さて、鞠智城を繕治する時期の兵士は、どうなつてているのでしょうか。『日本書紀』にも、持統朝くらいになると「兵士」という言葉が出てきます。それ以前の天武朝ですと「人夫」を徵發するという記述です。

大型の武器などは、郡家…当時の言葉でいえば評家となりますが…、ここに所蔵されています。この形態は、律令制下の軍團とは違っています。

問題となるのは、兵士を徵發する淨御原令制下の戸籍です。美濃国戸籍に、淨御原令が一部影響しているという説があります。この戸籍では兵士が記されており、兵士制が施行されていることはまちがいありません。ただし、軍團制の施行の問題については、いろいろと問題があります。

大宝令の戸籍になりますと、これは西海道戸籍にみられます。兵士は「丁」から徵發されています。そして、軍團制も施行されています。養老五年の下総国戸籍になると、結論的に言いますと、初めて正丁兵士制になると考えています。

(四) 国分松本遺跡の出土木簡

ところが、二〇一二年に福岡県の国分松本遺跡から、非常に興味深い木簡が出土しました。九州大学の坂上康俊さんが、この木簡を釈読され、『木簡研究』三五号に発表されました。資料1（資料編一一頁）がその釈読文です。

この木簡から、何が読みとれるでしょうか。まずは「嶋評」という、大宝令制では筑前国嶋郡となる行政名が書かれています。したがって、これは大宝令以前の淨御原令制下における史料だと分かります。ここに「兵士」という語も出でてきます。それから、「政丁」という言葉が出てきます。

この木簡の作成時期と特徴を考えてみましょう。歴史的用語としては、「進大貳」という位があります。六八五年（天武一四）施行の官位制です。ですから、この木簡は六八五年以降に作成されたことが分かります。そして、「評」とありますので、七〇一年（大宝元）以前と想定することができます。

それから、「小子」とか「丁女」「老女」という年齢区分がみられます。一番問題になりますのが、「兵士」と「政丁」という言葉です。もし鞠智城の縉治期に兵士がいたならば、こうした兵士になります。これまで『日本書紀』では、持続朝に兵士がいたことは明らかでしたが、同時代史料の中から兵士がいたことが、木簡で明らかになりました。

興味深いと言いましたのは、兵士とともに「政丁」という、大宝令以降の戸籍にはみえない用語があることです。この木簡史料は、戸籍における戸口の変動を記録した木簡です。坂上さんは、一年間の戸口変動記録を記した「嶋評戸口変動記録木簡」と言っています。先ほど申しましたように、庚午年籍以降、しかも進大貳があるので六八五年以降になりますから、六九〇年の庚寅年籍か六九六年の戸籍の変動を記録したものになります。時期が、かなり限定できるのが特徴です。坂上さんは、六九一年ないし六九七年を想定されています。六九七年説を取ると、かぎりなく鞠智城縉治の時期に近づいてきます。

私自身かつて、この政丁と関わると思われる「丁政」や「戸政」について考えたことがあります。この政丁というのは、おそらく賦役を負担する、一七〇六〇歳の男子を意味すると考えます。しかも、「兵士」と「政丁」が区別されて出てきます。また、女性も別扱いになっています。こうした戸籍から、兵士や政丁の変動

を記録しているという、新たな事実を示す木簡であるわけです。少なくとも、この時期は戸籍から兵士と政丁とは別扱いで徵發していたことが分かる木簡です。

(五) 兵士と政丁

さて、淨御原令が一部影響している戸籍が、美濃国（御野国）戸籍です。『御野国味蜂間郡春部里戸籍』を見てください。ここに「正丁二、兵士三」と書いてあります。この「正丁」につながるのが、木簡の「政丁」かと思います。「正丁」は音読すると、「せいてい（しようちょう）」ですが、訓讀すると「まつりごとのよほろ」とでも読むかと思います。どのような「まつりごとのよほろ」かといいますと「仕へまつる」、あるいは何らかの物を「たてまつる」という形ではないかと推測します。そういう「正丁」の元が、「政丁」ではなからうかと考えています。

かつて研究者の中に、中政戸・上政戸という「政」を軍事との関係で捉え、戸籍の編成は軍事との関係で行われたという説がありました。今回の国分松本遺跡の木簡は、兵士と政丁が区別されており、政丁の職務と区別されて「兵士」の職務があつたことが明白になりました。戸籍の編成を考察する上で、重要な史料が出現したことになります。

ところが、養老五年（七二一）になりますと、正丁という枠組みの中から、兵士を徵發するシステムになります。鞠智城を繕治する六九八年に、どのような形態の戸籍があつたのかは分からないのですが、兵士と

政丁は全く区別されて徵發できるような戸籍であつたことは明らかです。言葉を換えますと、兵士を優先ないし区別して戸籍から徵發するようなシステムの戸籍です。

大宝二年の美濃国では、正丁と少丁とから兵士が徵發されていました。おそらく淨御原令下の戸籍では、一七〇六〇歳の男子の中から兵士が特別に徵發されていました。兵士を正丁から限定したのが養老五年籍となります。

ところで、国分松本遺跡が出土したのは、嶋評の地域ではなく、太宰府市です。古代の筑紫大宰や筑前国府とどのように関連していたかは不明です。おそらく肥後国でも、こうした戸口の変動記録が作られていた可能性があります。しかも、兵士が政丁とは別に徵發されていたのです。養老五年の『下総国葛飾郡大島郷戸籍』では、甲和里（小岩か）の兵士・孔王部小山は四八歳です。しかし、ふつうは兵士になるのはだいたい二〇歳代、一八、一九から二〇～三〇歳の兵士が多いのです。中には、四〇代の人もいたのです。

（六）兵士と防人

筑紫では兵士のほか、防人の問題があります。先ほど言いましたが、城が壊れたら兵士が修理します。筑紫以外の西海道に防人が派遣されていたかどうか、また時期によつて違いがあるのか、いろいろ議論されています。そもそも防人は、どこで守っているのか、必ずしも明らかではありません。『続日本紀』天平九年（七三七）九月条によりますと、この時筑紫の防人を停止して、帰国させます。筑紫の人で、壱岐・対馬を

防衛するとありますから、対馬・壱岐に防人がいたことはまちがいありません。あとはどうでしようか。大宰府に防人司がありますから、律令制下では、西海道が中心です。大野城・基肄城はどうだつたのでしょうか。大野城に防人がいた史料はないといわれています。それでは、肥前・肥後国ではどうでしょうか。時期によつて、違うかもしれません。

天平九年の筑紫防人の停止と防人の帰国は、周防國正税帳に載つています（『大日本古文書』）。この時、三般構成で帰国させたようです。『復元諸国正税帳』によれば、前般八〇〇人、中般九五三人、後般一二四人となつています。合計すると二〇〇〇人弱です。新日本古典文学大系『続日本紀』には二三〇〇人と書いてあります。前般の解釈で数値が変わりますが、およそ二〇〇〇人から二三〇〇人くらいが、筑紫における防人で、それが帰国します。

そもそも軍防令には、防人をどこから徵發するかは書いていません。『万葉集』などから考えて、防人は東国からとなつています。東国から難波津に集結し、難波津から船で瀬戸内海を経て、那津に着くのが一般的です。ですから、防人を解任された者は、東国へ帰ることになります。陸上か海上（寄港）かはともかく、その途次が周防国です。そのため、『周防國正税帳』に出てきます。

むすびに

最後に、まとめになるかどうか分かりませんが、課題も含めて話しておきたいと思います。鞠智城からは、

文字史料として木簡「秦人忍□五斗」が出土していますが、稻穀の運搬を示す荷札木簡です。国分松本遺跡の「嶋評戸口変動記録木簡」は、鞠智城を繕治する時の淨御原令制下の貴重な史料ですが、今後の研究を行たなければなりません。この時期の兵士や政丁の徵発については、さらに研究を進めたいと思います。淨御原令における軍防令の存否を含め、兵士を優先した徵発制度を究明していく必要があります。

文武朝前後は、薩摩国・大隅国を建国する時期にあたっており、言葉がまだ熟していないましたが、西海道全域を律令制化する時期にあたります。その時期に、鞠智城繕治がどのような意味を持つているのか、またどのような役割を果たしたのか、興味あるテーマです。肥後国は大国であり、特に菊池川流域というのは穀倉地帯ですが、西海道の中で肥後国の立ち位置について究明していく必要があります。

古代の筑紫大宰や大宰府は、どちらかといえば博多湾を向いています。肥後国の菊池川流域は、江田船山古墳出土品にみられますように、九州島だけではなく広く東アジアに通じる文化の交流があります。有明海や八代海は干満の差が激しいのですが、古墳時代に阿蘇のピンク石が瀬戸内や近畿地方にみられますように、船を利用して運ばれていることはまちがいありません。肥後国方面でも、防衛・防御体制というのがあるのかないのか、また鞠智城が国府と離れて設置されている意味についても、考えていく必要があります。

古代山城については、東北の城柵官衙遺跡と九州・瀬戸内沿岸の朝鮮式山城とが対比的に捉えられていました。しかし、鞠智城は必ずしも朝鮮式山城の枠には入りません。第三のタイプとして捉えることも、歴史的意味があるかと思います。大野城・基肄城とは、時空的に異なる鞠智城の性格を考えていかなければなりません。

せん。

築城した後、城を維持することも大変ですが、城が壊れた場合の兵士の役割、文武朝の時期にはどうであったのか。肥後国に防人がないとすれば、兵士の役割がきわめて重要になります。国分松本遺跡出土の「嶋評戸口変動記録木簡」のような木簡が、出土しないとはかぎりません。意外な面から研究が進む可能性もあります。このような考えを巡らしていきますと、鞠智城の研究はなかなか奥が深いところがあります。今後の考古学的な調査の進展に期待したいと思います。ご清聴どうもありがとうございました。